

メキシコ上院、納税者の繰越損失に関する特定取引を税務当局が「違法」とみなすことが出来る新法案を承認

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2018年4月18日、メキシコ上院は、納税者が税務上の繰越損失(以下、「NOL」)を計上した場合、メキシコ税務当局がある条件の下「違法な損失移転」とみなすことが出来る法案を承認しました。(以下、「みなし違法移転」)本法案は税務当局が納税者に対して以下の様な取引を行なった場合にのみ、この「みなし違法移転」が適用される可能性があります。すなわち、(1)納税者が再編、分割又は合併に関与した、又は(2)納税者の株主が変更された結果、所属する企業グループから脱退した場合に適用される可能性があります。さらに、納税者が「みなし違法移転」とみなされるには、以下に定められた6つの条件のいずれかに該当する場合があります。

法案には、以下6つの追加条件が列挙されています。

- ▶ 設立後3年以内に納税者の総資産を上回るNOLが生じ、NOLを発生させた控除額の半分以上が関連者間取引から生じた場合。
- ▶ 控除額の半分以上が関連者間取引から発生したことにより、設立後3年後以降にNOLが生じ、かつその関連者間取引から発生した控除額が前事業年度より50%超増加した場合。
- ▶ NOLが発生した事業年度以前に、納税者が(1)再編、分割もしくは合併、又は(2)関連者への移転により、全資産又は資産の一部が譲渡され、その結果、納税者が行う主な事業活動が50%超減少した場合。
- ▶ 再編、分割、合併等に伴い資産譲渡が行われた場合、NOLにより税務上資産評価が減少した、もしくは資産評価なし(すなわち、用益権評価のみの評価が行なわれた場合)として扱われ、資産取得コストを計算する際にNOLを除いた資産譲渡額自体が考慮されていなかった場合。

- ▶ 納税者にNOLが発生し、控除額の内50%未満をNOLとして控除する前に、メキシコ所得税法に基づく投資控除の税務上取扱い額を変更したと税務当局より判断された場合。

もしくは

- ▶ 納税者にNOLが発生した場合、税務上控除の源泉が与信によるものであり、これら源泉となる与信がメキシコ所得税法で認められた支払方法(例:送金、小切手、クレジットカード等の支払方法)以外で清算されたとメキシコ税務当局が判断した場合。

上述6つの条件いずれかが納税者に該当するとメキシコ税務当局が判断した場合、NOLの「みなし違法移転」として納税者の電子納税インボックスに通知します。納税者は、「みなし違法移転」が起こらなかったことを証明するために必要なすべての

情報と文書を通知より20日以内に提出しなければなりません。この20日間の通知期間後、税務当局は6カ月以内に再度協議を行った結果を納税者の電子納税インボックスに通知します。

なお、メキシコの税務当局は、ウェブサイト並びに公式連邦官報を通じて、NOLの「みなし違法移転」がないことを証明出来なかった納税者のリストを公表する予定です。これに該当する納税者は、「みなし違法移転」から生じたNOLが使用出来なくなります。

上院財務委員会によると、この法案は、NOLの「みなし違法移転」を通じて所得税を浸食しようとする納税者を防止することを意図しています。

今回の上院承認により、本法案は今後、ニエト大統領に提出され、署名されることとなります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

モレノ・ラウル	パートナー	raul.moreno@jp.ey.com
ジョナサン・スチュワート・スミス	パートナー	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com

EY米国

森本 琢也	シニアマネージャー	tak.morimoto@ey.com
-------	-----------	---------------------

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180515

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp